京都府(平成28年6月1日から)

対象建築物	構造	特定工程	後続工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若 しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこ れらの構造が混合した構造の新築の工 事を行う建築物で、次の(1)又は(2) のいずれかに該当するもの (1) 一戸建て住宅、兼用住宅、長	木造	木造の軸組(土台、柱、はり 及び筋かいをいう。)を金物 等により接合する工事の工 程(枠組壁工法、木質プレハ ブ工法又は丸太組構法にあ っては、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積が50㎡を超えるものであり、主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)が木造(木造とその他の構造が混合した構造を含む)であるもの(2) 法別表第1の(1)の項から(4)の項までの(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	鉄ク造造筋リ、鉄骨ンと骨鉄ク造の	2階の床及びこれを支持する はりの配筋工事(配筋工事を 現場で施行しないものにあ っては、2階のはり及び床版 の取付け工事、平屋のものに あっては、屋根床版の配筋工 事又は建方工事)の工程	2階の床及びはりのコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事(コンクリートの打込み工事を現場で施工しないものにあっては、2階の柱及び壁の取付け工事、平屋のものにあっては、屋根床版のコンクリート打込み工事、壁の内装工事又は外装工事)の工程

備 考:建築物の規模、敷地又は周辺状況等により1の建築物について2以上の工区に分けて工事を行う場合 にあっては、特定工程及び特定工程後の工程は、それぞれの工事ごとに中間検査の対象となる。

適用除外:建築基準法第18条第1項若しくは第85条の規定の適用を受ける建築物又は法第68条の11第1項の 規定による型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造された型式部材等を使用した建築物